

レベニューキャップ制度における 労務費単価や物価等の上昇の取り扱いについて

第66回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2025年5月29日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 本会合にて御議論いただきたい事項

- 前回会合において、一般送配電事業者における2023年度の労務費単価や物価等の上昇（以下、「物価等上昇」）について、送配電網協議会が行った影響額の試算をご報告いただき、委員から様々な意見・コメントをいただいたところ。
- 本日は、前回の意見・コメントを踏まえて、**今後レベニューキャップ制度における物価等上昇の取り扱いを検討する上での検討の方向性**について御議論いただきたい。

2. 前回の会合でいただいた主な意見

- 前回会合では、大別すると、委員より以下のような意見をいただいた。
 - レベニューキャップ制度に物価等上昇の影響を反映させるかの検討にあたり、一般送配電事業者の申請金額をベースとするのではなく、客観的な指標を用いてマクロ的に検討をしていくべき
 - 今後の検討作業においては、物価等上昇の要因分解や影響額算定の精緻化の目的を明示したうえで、制度措置に向けて必要な作業範囲について、一般送配電事業者の負担に留意しつつ検討すべき
 - 第2規制期間に向けた課題検討はもちろんのこと、必要性が認められるのであれば、第1規制期間への制度措置の適用も視野に入れて検討すべき
 - 消費者は電気料金の値上がりに対して敏感になっており、国民に対しても納得感のある合理的かつ適切な検証を行うべき（送配電部門の会計上の利益への影響検証等）
- 上記について、7頁以降に示した方向で検討してはどうか。

【参考】 前回の会合でいただいた意見 1 / 3

- 第65回料金制度専門会合において委員・オブザーバーにいただいたコメントは以下のとおり。

<物価等上昇の影響額の検証に関する御指摘>

(河野委員)

私たち消費者も物価高に直面していますので、現状、法令において認められていない労務費や原材料費等でのエスカレーションの反映が今後どう扱われていくかについては、非常に大きな関心を持っております。

今後の議論に当たってのお願いとなりますけれども、暮らしに身近な食料品や日用品の相次ぐ値上げの理由として、事業者からは総じて、企業努力では吸収できなくなったという話がされます。電気料金への影響が大きい託送料金においても、労務費や材料費のコスト上昇に対して、この間どのような企業努力を行ったのかを公表していただき、その結果として、第二規制期間まで持ちこたえられないのか、または持ちこたえられるのか、緊急の支援が必要なのかどうか、事業者の皆様からの適切な説明をいただきたいと思っています。また、個社ごとのトータルでの概算に加えて、特に影響が顕著な案件も取り出して丁寧に説明いただくことで、事業の実態への理解が進むというふうに思っております。

電気料金への政府補助も再開が検討されているという報道を耳にしますし、消費者が電気料金の値上がりに対してはとても敏感になっています。今回調査の対象となったのは2023年度ですけれども、2024年度はさらに状況は変化しているとか悪化していると想像しますので、事務局の御提案のように、さらにある程度期間を設けていただいて深掘りした調査を行っていただくことと（中略）、消費者物価指数とか事業者物価指数とか公的な指標等も併せて活用していただいて、より公正で精度の高い価格上昇の影響評価としていただければというふうに思っております。

(新家委員)

24年度の期中評価でさらに統一化・精緻化を図っていくことが（中略）今後の制度の議論にどう生かされるのかどうか、そういった将来必要となるであろう制度の形も意識しながら、期中評価においてより統一化・精緻化というところの作業を進めたほうが、より意義があるんじゃないかなというふうに感じています。（中略）私自身、このエスカレ影響というのは、電力会社そのものの経営環境や資金調達環境、今非常に逼迫した状況を考慮しますと、できるだけ喫緊に対処すべき制度議論の一つだという問題認識は変わりませんけれども、できるだけもう少し、より実態把握が必要だということであれば、そういう方向で議論を進めていただく形でいいのかなというふうに感じていますし、より今後、緊急性を伴うものなのかどうかというのを考える場合に、電力会社の送配電部門の実際の事業環境がどのくらい数字上悪化しているのかというものの説明が必要んじゃないかなというふうに感じています。（中略）

規制期間を通じた状況として、労務費単価の上昇等で想定上の事業報酬に対して毀損されるようなイメージ図がありますけれども、これをこのイメージ図ではなくて、今回かなりエスカレ影響を抽出した数字も出てきているわけですから、それも生かしながら、実際23年度、そしてもうすぐ出てくる24年度の送配電部門の会計上の利益をスタートに、どのくらいこういう影響で本来取るべき事業報酬に対して損益が悪化しているのか、そういったところを各社の定量データでお示していくということも必要んじゃないかなと。そういったことを通じて事態の緊迫性というか緊急性というのをはかっていく、ないしはモニタリングしていくことも重要なことというふうに感じています。

(村松委員)

既に物価上昇の影響が事業環境の中で生じていて、業績並びに事業継続に対して大きなインパクトを与えることは、誰もが異論のないところだと思います。第2規制期間に向けた課題検討並びに第1規制期間においても、場合によっては料金算定の中に取り上げることも考慮すべきではないかと考えております。そこを出発点としながらも料金に反映する、すなわち託送料金として国民の皆様へ御負担いただくということになりますと、合理性ですとか、どうやってその金額を算定したのかという納得感がどうしても必要になってくると思っております。（中略）ここは合理性、納得感が得られるよう国民の皆様にもきちんと説明ができるようにする。そのために、恣意性の排除という観点で事業者による計算方法の平仄が合っているのかとか、多くの取引の集合体からサンプルとして抽出したものが全体を代表するものなのか、代表件名の選定基準というのは適当なのかという点、またサンプル件数やカバレッジも統計学的な水準までは求めていると思うのですが、1件というわけにはいかないと思うので、それなりの件数をといった点など、考慮が必要な部分とも思っております。

その結果算定された実績を代替するマクロの指標を使うということがあっても、それは、私は合理的な説明がつく範囲であれば全く問題ないと思っております。そのために必要なプロセスを積み上げていくということだと思えますし、どうやってもできないものはできないということがありましたら、そこは合理的な説明を拾い上げていただければと思っております。

【参考】 前回の会合でいただいた意見 2 / 3

<今後のレベニューキャップ制度における取り扱いの検討に関する御指摘>

(華表委員)

実際にレベニューに反映するということになった場合には、この上昇率については、各社の実績というよりもマクロな数字を使ったほうが良いのではないかと考えています。実績を基に各社各様に求めるということになると、どうしても恣意性は排除しきれないと思いますし、途中、事務局からの説明にもありましたとおり、各社各様の考え方が入ってしまっただこまでが本当に物価上昇の影響で、どこまでが企業努力ですとか交渉力などの効果なのかということが分かりにくくなるというふうに思いますし、説明性という意味でもマクロの数字を使ったほうが、企業努力や交渉力などの効果を排除した客観的で純粋な物価上昇の効果がはかれるのではないかと考えています。

もちろん、ただCPIやPPIをそのまま使うのか、それとも労務費単価等も含めて幾つかの指標を組み合わせるとータルの物価上昇効果を算出するのか、そしてどの費用に対して算出した物価上昇率を反映するのか等の検討は必要になると思います。

(松村委員)

具体的にどのようなやり方をするのかということは今後検討していく。そのために実態がどうなっているのかということを知っておかないと、設計も難しいという面もあるのだと思います。そのときに、やり方としては幾つかのやり方というのがあると思うのですが、申請する段階で、その後、足元はこのコスト水準だけど5年間の間にこう上がりそうという予測を最初から織り込むということと、実際にその価格の変動というのが予想したものと乖離するということは当然あり得るので、その乖離の部分というのを、ある意味で事後的にというか自動的になのかかもしれませんが、いろいろなやり方があり得ると思いますが、調整するというのと両方、どっちかということではなく組み合わせることも可能だと思いますので、そういう制度を設計していくのだらうと思います。そういうことを念頭に置きながら、今何をしておくべきなのか、実際のデータで知っておくべきなのかということを考えていくということが重要な点なのだらうと思います。(中略)

事業者さらに精緻なものをやれというようなときには、なぜ必要なのかということをもう少し明らかにしないと、ちょっと御苦労をおかけするのになかせなかったなどというようなことになりかねないので、その点はちゃんと整理が必要なのではないかというふうに思います。(中略)

さらに、今回もう一つすごく大きな値で出てきた事実を見れば、しかも初年度なので、恐らくこの5年間の影響で見ると、だんだん大きくなると思います。そうすると、第二規制期間で調整を入れるのが既定路線だとしても、第一規制期間はそのまま大丈夫なのかという点については、考える必要が出てくるかもしれない。(中略)私自身は、ある種の溯及適用でも、社会的に本当に必要なものであればやるべきだと常々発言しているので、この文脈でも、もし本当に必要なものであれば、考えることはこの委員会でもしなければいけないと思います。

今回の資料は、完全に正確でなくても相当に大きなインパクトがあったというようなことを示したという意味では、とても意味のある資料だったと思っています。しかしそのときにも、しつこいようですが、仮に溯及適用するとしても、実態に調達したコストがこれだけ上がったからそれを補てんするということはありません。それは第二規制期間の調整と同じ理屈。ある種の指標性のあるものを参照し、その上昇分で真にやむを得ないものが上限になって、それで調整される格好になると思います。

(大橋委員)

資料3-1についてですけれども、労務費単価とか物価上昇の影響ということに関して、(中略) ちょっと精緻化というのも相当程度制約があるので、ここというのはある程度割り切りはやっていかないといけないのかなというのがコメントの1つです。2点目は、算定困難な項目というところの言及があったのですけれども、(中略) 額の大きさによっては、これもまたある程度の思い切りが必要だと思いますけれども、しっかり検討をしていかなきゃいけない点なのかなと思います。これが資料3-1に対するコメントです。

3-2に関してですけれども、これも2点ありますが、まず1点目、個社の設定数値に差異がある点ですけれども、会社に応じて調達方法が違う。どの程度委託に出すかというふうなことだと思えますけれども、そういったことを含めてだと思えますが、そうしたことの合理性が地域性などに基づくある種解釈の合理性の判断の範囲で可能であるとするならば、設定数値に違いがあることは必ずしも問題だとも言い難いのかなと思います。(中略) 2点目は、価格の上昇の影響が既に顕在化をしていて、一定程度無視し得ないということだとすれば、今の官民の調達の考え方に照らせば、価格の上昇を現時点の第1規制期間において反映するということも特段違和感はないのかなと思います。考え方ですけれども、土木とかその他の手法は既にやられていますので、そういうところを参照するというのはいくつか考えられるのかなと思いますけれども、地域性のある指標というのがあるのであれば、そうしたものも使いながら使用する指標について検討することなのかなというふうには思います。物価等上昇について第1規制期間に料金反映することについても特段違和感はない。土木やその他の分野の手法を参照しつつ、地域性の指標なども参照すると良いのでは。

【参考】 前回の会合でいただいた意見 3 / 3

<今後のレベニューキャップ制度における取り扱いの検討に関する御指摘>

(川合委員)

今回このような作業を行ったことの意味というのは、各社がそれぞれ同一の基準でそれを継続し、数年間見て、何年やるかはともかくとして、一定の傾向が例えば今後、先ほど華表先生や松村先生がおっしゃっていたとおり、いろいろな指標、マクロの指標という形でも結構だと思うのですが、そういう指標で代替してもおかしくないんだということを確認するためには非常に意味があるのだらうと考えます。いずれにしても、欧州などではレベニューキャップ制度の下で、エスカレ条項を用いて託送料金の改定を行う際に一般の消費者物価指数とかそういうものを使っているというふうに理解していますので、そういうものを使うというのは個社毎のコスト上昇を見るのではないという、松村先生がおっしゃっていたとおりだと思いますけれども、その個別の数字の代わりに使うものとしては消費者物価指数等々使うのだけれども、他方で、それを使ったことがそんなに不当でもないということは、一応確認するためだけの意味があると考えています。使い方としては、個社のコスト上昇が低いのに何故こんなに高い物価指数の上昇に従ってエスカレによる託送料金の引き上げを認めるのが妥当かといった形で議論では使われていくのかなというふうには思っています。

いずれにしても、一般の公共調達などでは物価スライド条項というふうにしたしか言うのかと思いますけれども、鉄鋼やセメント価格など幾つかの製品についてのコスト上昇は建設工事費用等に反映させるという条項が入ってきていると思っています。そういうこともあるので、何らかの形で少し使える、どういう指数を使うのが適切なのかということも今後考えていくというのは大切だと思っています。

(関口委員)

これだけエスカレの影響というのが大きくなっているということが今回の調査で明らかになったという点では、非常によかったと思っております。事業会社様の総力をかけて作られた資料かなというふうに思っております。ただ、資料を作る中で様々な仮定を置く、各事業会社の置かれた状況も違う中での調達というところでの仮定を置く中で、非常に足並みをそろえる精緻化するというのは、これ以上は限界というところかなというふうに思っております。

実際に規制期間においてエスカレ影響をレベニューのほうに反映させていくというのはもはや既定路線かとは思いますが、その際には各社の積み上げによる実績のコスト上昇を入れるのではなくて、何らかのマクロ的な数値。3-1の資料の4ページ目にもございますように、今回の上昇率と関連する市況との比較ということで3つの指標を並べられておりますけれども、何らか世の中に存在するマクロ指標をベースに、エスカレ影響を仮定として組み込んでいかれるのがいいのかなというふうに思っております。そして、その仮定と振り返ったときの実績に差が生じていて、その差額が無視し得ない場合には、それについて調整を入れるということがあってもいいのかなというふうに思っております。

また、第1規制期間におきましても、当初エスカレを入れないというふうに決めたということではございますが、これだけ初年度、2023年度で大きな影響になっていて、まだ残り、後ろにいくほどエスカレ影響が大きくなるということが見えているところでございますので、規制期間につきましても遡及して調整を入れるということがあってもよいのかなというふうに思っております。

3. 前回の意見に対する検討の方向性

(1) 客観的な指標の適用

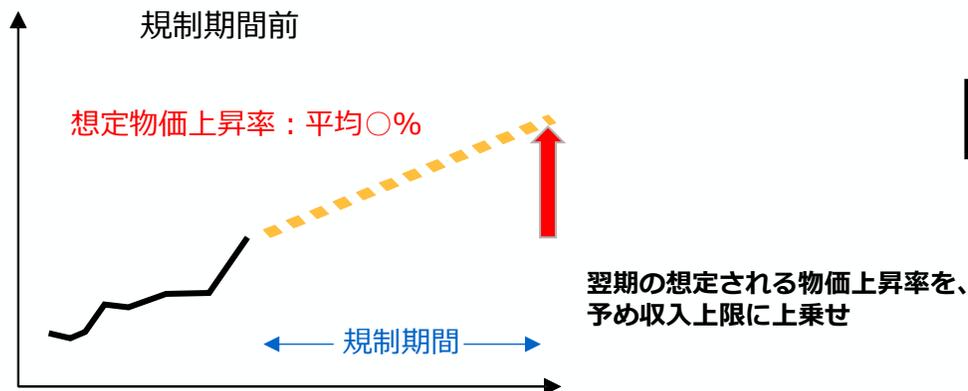
➤ レベニューキャップ制度に物価等上昇の影響を反映させるかの検討にあたり、一般送配電事業者の申請金額をベースとするのではなく、客観的な指標を用いてマクロ的に検討をしていくべき

- 今後の制度検討にあたっては、一般送配電事業者が算定した変動率ではなく、客観的な指標を用いる方向で検討してはどうか。
- 具体的には、例えば、第2規制期間においては、適用する指標や費用項目を特定した上で、規制期間開始前に、過去のトレンドや公的な予測等を基に、規制期間中の指標の変動想定値を予め収入上限に反映し、規制期間終了後に、指標の変動実績値との差分を調整する方法等が考えられるか。

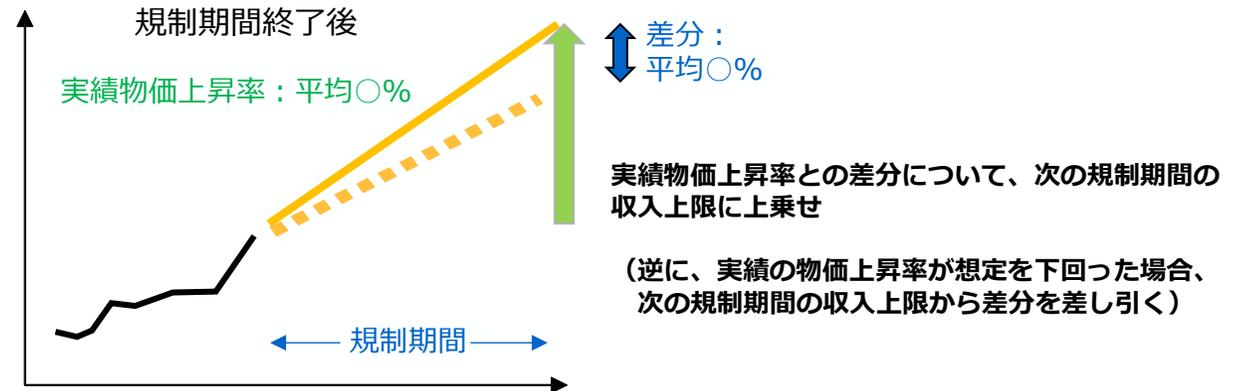
※なお、こうした制度措置に伴い、例えば、竣工・実施時期が当初想定より遅れた件名の取り扱い等についても、検討が必要ではないか。

<物価等上昇の反映方法の案(例)>

①過去のトレンドや公的な予測を基に、物価指標の将来変動分を想定し、予め収入上限に反映



②規制期間終了後に、指標の実績値との差分について次の規制期間の収入上限で調整



3. 前回の意見に対する検討の方向性

(2) 検討作業の進め方

- 今後の検討作業においては、物価等上昇の要因分解や影響額算定の精緻化の目的を明示したうえで、制度措置に向けて必要な作業範囲について、一般送配電事業者の負担に留意しつつ検討すべき
- 消費者は電気料金の値上がりに対して敏感になっており、国民に対しても納得感のある合理的かつ適切な検証を行うべき（送配電部門の会計上の利益への影響検証等）

- (1) の適用指標の検討等を行う上で、一般送配電事業者が行う物価等上昇の影響額（※）に関するマクロ的な試算の信頼性が一定程度確保されることが必要と考えられる。

※なお、物価等上昇の影響額の反映にあたっては、投資額ベースではなく費用額ベースで検討することが必要と考えられる（次頁以降参照）。

- また、国民に対して納得感のある合理的かつ適切な検証を行う観点からは、代表的な個別件名等において、一般送配電事業者の都合による費用増加が含まれていないこと等の確認を行うことも必要ではないか。
- 以上を踏まえ、一般送配電事業者の作業負担を考慮しつつ、今後、前回事務局が指摘した、代表的な個別件名等における物価等上昇の要因の検証や、2024年度の期中評価に向けた算定方法のさらなる統一化・精緻化を行うこととしてはどうか。

【参考】物価等上昇の影響額の検討について

- レベニューキャップ制度において、一般送配電事業者は、事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を算定しているため、物価等上昇の影響額の反映については、投資額ベースではなく、レベニューキャップの収入上限の対象となっている**費用額ベースで検討することが必要**と考えられる。（なお、投資額ベースの影響額の把握は引き続き実施する。）
 - 前回会合の送配電網協議会プレゼンの試算で示された2023年度の物価等上昇の影響額1,507億円の内訳は、費用495億円、投資1,012億円となっている。
 - 一方で、レベニューキャップの収入上限は、費用額ベースで算定されている。例えば第二区分費用（CAPEX）の大宗を占める修繕費・減価償却費については、投資額のうち、当該規制期間中に竣工し、費用計上されるもののみが当該規制期間の収入上限に含まれる。

※第1規制期間において、CAPEX設備投資予定額（拡充投資・更新投資・その他投資合計）は10社合計で約7.5兆円であるが、第二区分費用（CAPEX）として費用計上され、収入上限に含まれているのは約2.8兆円

【参考】収入の見通しにおける物価等上昇影響の再算定額

- 前回会合にて確認した、送配電網協議会において試算した2023年度の物価等上昇の影響額は、全10事業者合計で約1,507億円、うち、投資に係る金額が約1,012億円、費用に係る金額が約495億円であった。

第65回料金制度専門会合
資料3-2 (2025年4月15日) 一部加工

【対象費用及び算定方法を統一した物価等上昇の2023年度影響額】

単位：億円

査定区分		北海道 NW	東北 NW	東京 PG	中部 PG	北陸 送配電	関西 送配電	中国 NW	四国 送配電	九州 送配電	沖縄 電力	合計
費用	OPEX	+6.8	+2.8	+89.2	+7.6	+2.5	+16.2	+9.5	+2.5	+30.3	+3.2	+170.6
	CAPEX (委託費・諸費)	—	—	+2.9	+0.1	+0.7	—	—	—	+8.7	+0.1	+12.6
	その他費用	+11.9	+19.2	+126.6	+51.8	+8.3	+23.5	+21.7	+15.6	+25.8	+3.9	+308.5
	次世代投資費用	—	—	+0.4	+0.0	+0.3	+0.1	+0.5	—	+1.7	+0.0	+3.0
	費用合計	+18.7	+22.0	+219.1	+59.6	+11.9	+39.8	+31.7	+18.2	+66.5	+7.3	+494.7
投資	CAPEX	+48.8	+111.8	+233.8	+186.8	+33.2	+138.7	+86.9	+39.4	+110.6	+14.6	+1,004.5
	送電	+11.4	+7.5	+1.3	+3.4	+1.6	+3.3	+3.9	+0.8	+10.2	+0.9	+44.4
	変電	+5.5	+16.3	+10.3	+9.4	+3.4	+19.8	+11.7	+3.1	+11.8	+4.2	+95.5
	配電	+30.7	+79.1	+210.0	+165.0	+25.0	+113.5	+69.5	+34.0	+65.9	+8.8	+801.6
	その他投資	+1.2	+8.9	+12.2	+9.0	+3.1	+2.1	+1.8	+1.5	+22.6	+0.7	+63.0
	次世代投資	+0.5	—	+0.6	+1.8	+0.9	+2.7	—	+0.1	+0.9	+0.1	+7.7
	投資合計	+49.3	+111.8	+234.4	+188.6	+34.1	+141.4	+86.9	+39.5	+111.5	+14.7	+1,012.2
合計	+68.0	+133.8	+453.5	+248.2	+46.0	+181.2	+118.6	+57.7	+177.9	+22.0	+1,506.9	

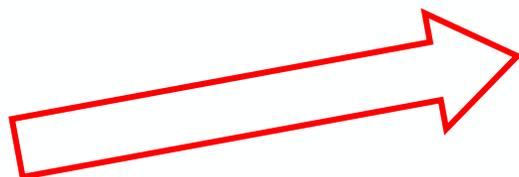
【参考】投資額ベースと費用額ベースの関係について

＜第1規制期間における設備投資予定額＞

単位：億円

	全10事業者 第1規制期間計
設備投資	67,116
うち、拡充投資	27,046
うち、更新投資	40,070
その他投資	7,993
第二区分費用 (CAPEX) 投資合計	75,109
次世代投資	5,360
投資額合計	80,469

CAPEX投資額のうち、当該規制期間中に竣工し、費用計上されるものが、当該規制期間中の収入上限に含まれる



＜第1規制期間における収入上限＞

単位：億円

	全10事業者 第1規制期間計
第一区分費用 (OPEX)	54,694
第二区分費用 (CAPEX)	28,039
うち、修繕費※	18,650
うち、減価償却費	6,758
第三区分費用 (その他費用)	43,224
次世代投資費用	4,791
控除収益	▲10,522
制御不能費用	83,459
事後検証費用	19,525
事業報酬	11,594
追加事業報酬	84
合計	234,887

※配電設備及び業務設備の建設及び撤去に付随して発生する取替修繕費及び修繕費が計上されている。
主として、配電設備における配電線や柱上変圧器等に適用される取替法による取替修繕費である。
「取替法」とは、同種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより、全体が維持されるような固定資産について、部分的取替に要する費用を収益的支出（修繕費等）として会計処理する方法をいう。

3. 前回の意見に対する検討の方向性

(3) 第1規制期間への制度措置の適用の必要性

- 第2規制期間に向けた課題検討はもちろんのこと、必要性が認められるのであれば、第1規制期間への制度措置の適用も視野に入れて検討すべき
- 【再掲】消費者は電気料金の値上がりに対して敏感になっており、国民に対しても納得感のある合理的かつ適切な検証を行うべき（送配電部門の会計上の利益への影響検証等）

- 第1規制期間への制度措置の適用の必要性については、消費者が足元の電気料金の値上がりに対して敏感になっているとの意見も踏まえて、その必要性について合理的かつ適切な検証を行うことが必要。また、既に開始された規制期間への遡及適用となることの方の整理も必要となる。
- まずは、委員からも指摘のあった、送配電部門の会計上の利益への影響検証等を行いつつ、第1規制期間への制度措置の適用の必要性等について今後検討していったらどうか。

4. 今後の進め方

- 本日のご議論を踏まえ、今後、2024年度の期中評価と並行して、引き続き一般送配電事業者における物価等上昇の影響を把握しつつ、さらなる検討を行っていくこととしてはどうか。